

## 第2回熊本市・植木町合併協議会会議録

日 時 平成21年1月30日(金)  
会 場 KKRホテル熊本 1階「有明・不知火」

開会時間 15時00分  
終了時間 16時00分

### ○ 出席委員等(29名)

幸山会長 幸山政史

副幸山会長 藤井修一

委員	金山	武史	竹原	孝昭	江藤	正行
	上村	恵一	高田	嗣人	森	勢剛
	小佐井	賀瑞宜	恵口	健一	植村	米子
	今井	洋介	森	日出輝	西山	喬
	坂田	弘實	荒尾	信	増藤	敏子
	北田	美佳	堀	義徳	吉本	征子
	古田	均	前田	道弘	緒續	和廣
	角	毅四郎	富吉	孝介	服部	澄子
	矢壁	輝光	本田	恵則	松葉	成正

### ○ 欠席委員等(1名)

西島喜義

### ○ 幹事(4名)

寺本敬司 竹下正博 前健一  
緒方哲郎

## 第2回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成21年1月30日（金）15：00～

場所：KKRホテル熊本 1階「有明・不知火」

1 開 会

2 幸山会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

3 議 事

(1) 報 告

議員専門部会からの報告

(2) 協 議

協議第 1号 合併の方式について

協議第 2号 合併の期日について

協議第 3号 新市の名称について

協議第 4号 新市の事務所の位置について

協議第 9号 地方税の取扱いについて

協議第 17号 企画財政関係事業について

協議第 21号 環境保全関係事業について（その1）

協議第 25号 水道関係事業について

協議第 26号 電算関係事業について

4 その他

5 閉 会 藤井 修一 植木町長

開始 15時00分

司会

それでは、定刻になりましたので「第2回 熊本市・植木町合併協議会」を始めさせていただきます。皆様には御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。ここで本日配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」「協議会委員名簿」それから冊子で「第2回合併協議会資料」以上の4種類の資料を配布しております。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

御確認ありがとうございました。それでは、御手元に配布致しております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

それでは、本協議会幸山会長であります幸山会長が御挨拶を申し上げます。

幸山会長

皆さんこんにちは。では、第2回目の熊本市・植木町合併協議会の開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは、各委員の皆様方におかれましては大変御忙しい中に御出席いただきまして、また足元のお悪い中にご出席いただきまして重ねて御礼を申し上げる次第でございます。昨年第1回目12月の26日に開催をさせていただきました。年が改まりまして第2回目となるわけでございますけど、昨年同様皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

年が改まりましていよいよ合併特例法の期限があと1年3ヶ月を切ったところでございますけれども、特に今年の前半の協議が正念場というような思いをもっているところでございます。1回目も様々なご意見・ご議論等をいただいたところでございますけれども今後とも皆様方のそれぞれの立場の中でご意見ご議論等いただきます中で両市町の発展に繋がるような実りある協議を行ってまいりたいというふうを考えておりますのでなにとぞ今後とも皆様方のご指導よろしくお願い申し上げます。

改めまして1回目の協議会につきまして前回の協議会をふり返らせていただきたいというふうに存じますが、前回の協議会におきましてはこの協議会の会議運営にかかります諸規定あるいは今後の事業計画、協議項目そして議員専門部会への付託項目等につきましてご承認をいただいたところでございます。その結果を受けまして1月8日でもございましたが第1回目の議員専門部会の開催をさせていただいております。その議員専門部会におきまして前回協議会で承認をいただきました7つの付託項目のうち4つの項目につきまして審議が行われておりますので、この事につきまして後ほどご報告を申し上げますと共に本日の協議項目として提案をさせていただきたいと考えております。また、それぞれの作業部会におきましても現在事務事業の制度比較を行いまして合併する場合の調整方針の検討を行っているところでございますけれども、本日はその中で作業部会での検討が終了致し

ました「企画財政部会」「環境保全部会」「水道部会」「電算部会」この4つの部会につきまして提案をさせていただきたいというふうに考えております。

このように、本日から本格的な協議が行われていくことになるわけでございますけれども、改めまして皆様方のご協力をお願い申し上げ、そして先ほど申し上げましたけれども両市町の更なる発展に繋がるような協議になりますことをお願い申し上げまして冒頭にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより次第3議事に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により「会議の議長は幸山会長をもって充てる」となっておりますのでこれより先の進行を幸山会長にお願い致します。

幸山会長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それではさっそくでございますが、まず「委員の出席数について」でございます。本日は熊本市の西島委員のほうから欠席の報告を受けておりますが、他の委員の皆様方におかれましては全員御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の「定足数」を満たしておりますことをまずはご報告申し上げます。

続きまして、会議録署名委員の指名を行わせていただきます。会議録署名委員の指名につきましては、熊本市植木町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「指名は議長が行う」ということになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。本日は熊本市側からは「竹原委員さん」、それから植木町側からは「堀委員さん」、両名にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。最初に報告でございます。この報告につきましては先ほどご挨拶の中でも申し上げましたように議員専門部会に付託を致しました7件の協議項目のうちすでに4件の協議項目が議員専門部会におきまして審議をされておりますので、その審議の経過及び結果につきましての報告であります。それでは事務局の方から説明をお願い致します。

事務局

議員専門部会の報告の前に、一言事務局の方からご報告を申し上げたいと思います。実は、前回の協議会で小佐井委員から政令指定都市移行後の熊本市の財政についてのご質問がございました。今日の資料の7ページでございます。協議項目27番目、「政令指定都市移行に関する事項について」とあります。ご質問は「この中で政令指定都市移行の財政計画の見通しについて示すのですか」、という主旨の内容でございました。で、その時「合併市町村基本計画11番の方でお示しできるかどうか県と協議を致します」というお答えを

致しました。それで今現在、検討・協議を致しております。そういう状況でございます。今のところ法令の法定の事務は熊本市域については一応協議が終わっております。植木町、益城町、城南町など、それ以外のところにつきましては今から検討するということになります。後は、法令に規定のない委任の事務をどうするのかというようないくつかの課題がございますが、可能な範囲で政令都市移行による財源の影響というものを11番のところでお示ししたいと思っております。

引き続きまして、議員専門部会報告をさせていただきたいと思っております。長くなりますので着席して説明をさせていただきます。

それでは、資料の3ページをご覧くださいと思います。専門部会より協議会幸山会長宛に報告ということでこちらのほうに記載されております。内容につきまして4ページをご覧くださいと思います。

第1回議員専門部会ということで1月8日午後2時から行われました。まず、部幸山会長副部幸山会長の選任が行われましたけども、それに先立ちまして、前回もご質問あったかと思いますが、公開・非公開につきましての協議がなされました。その結果、両市町の議員のみ傍聴可というようなことが決められた次第でございます。

それでは1番2番、流れに沿ってご報告したいと思います。部幸山会長副部幸山会長ということで部幸山会長に嶋田幾雄議員、副部幸山会長に植木町のほうから住野弘行議員に選任が決まりました。それで審議の状況でございます。付託致しておりました7項目のうち4項目の付託を審議いただきまして、「合併の方式について」「合併の期日について」「新市の名称について」「新市の事務所の位置について」、事務局の方より提案のとおりご承認をいただいたところでございます。以上でございます。

幸山会長

只今事務局のほうから説明がありました議員専門部会からの報告につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。はいどうぞ古田委員さんお願いします。

古田委員

議員専門部会の決定が、法定協の決定よりも優先するわけですか。

幸山会長

それでは、事務局の方からお願い致します。

事務局

あくまでもこの協議会から議員専門部会に付託されておりますので、そこでまず協議をしていただいて、そして最終決定ということになります。

古田委員

では、1～4まで議員専門部会のほうで承認がなされておりますけれども、1番の項目の熊本市と編入というところですか。けれども、熊本市が今回の合併については政令市を目指すということでほかの町村に呼びかけがされているかと思っておりますけれども、対等合併ということは考えておられませんか。

幸山会長

それでは、事務局の方からお願いします。

事務局

議員専門部会で提案させていただいて、後ほどご説明をしようということでございますが、9ページのほうで具体的に1項目ずつ御審議をいただくということでございますので、そちらのほうでさせていただきたいと思っております。

幸山会長

後ほどの協議ということで予定しております。そちらのほうでまたお答えをさせていただきたいというふうに存じます。報告に関してはよろしいでしょうか。

(はい、と返答あり。)

幸山会長

それでは、報告につきましては以上で終わらせていただきます。

次に協議に入らせていただきますけれども、本日の協議でございますが、協議会次第にあります通り、9件の協議項目となっておりますけれども、最初に本日の協議の進め方につきまして確認をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、今も話がありましたが、協議第1号の「合併の方式について」から協議第4号の「新市の事務所の位置について」まででございますけれども、この4項目につきましては、今後の協議項目の調整方針に大きな影響を与えるということになってまいります。この4項目が決まりませんと、今後各事業の調整方針を提案することが困難、となってまいりますのでございます。そこで、第1回協議会をお願いをしました通り、この4つの項目につきましてはご審議の上、承認の是非につきまして今回お諮りをさせていただきたいと考えております。それ以外の5つの項目につきましては、本日は提案のみで、次回の協議会において承認の是非のお諮りをさせていただくということを考えておりますので、なにとぞよろしくお申し上げたいというふうに存じます。その件につきましてはよろしいでしょうか。

(はい、と返答あり。)

幸山会長

それでは、まず協議第1号から協議第4号についてでございますが、この4つの項目は関連がございますので一括してご説明を申し上げ、その後ご審議をお願いしたいというふうに考えております。

それでは事務局から協議第1号から協議第4号まで一括してのご説明をお願いします。

事務局

それでは、一括してご説明をさせていただきます。まず、9ページからご説明をさせていただきます。先ほど申しましたように議員専門部会では4項目について承認をいただいたところでございますけれども、この法定協議会におきまして改めて提案するものでございます。まず「合併の方式」でございます。合併の方式につきましては「植木町を廃止し、その区域を熊本市に編入する編入合併する」ということで提案をさせていただいております。ただこの付帯事項でございます、『熊本市と植木町の合併は両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする』という付帯事項を記載させていただいております。それでは次の11ページご覧下さい。

協議第2「合併の期日」でございます。合併の期日につきましては、「平成22年3月31日までの間で住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする」ということで提案をさせていただいているところでございます。

次は協議第3号13ページでございます。「新市の名称」でございます。「新市の名称」につきましては「熊本市とする」ということでご提案をさせていただいております。

次は協議第4号15ページでございます。「新市の事務所の位置」でございます。新市の事務所の位置につきましては、「熊本市手取本町1番1号」ということで提案をさせていただいております。

それでは、4項目につきましての関連の資料でございます。17ページ以降をご覧いただきたいと思っております。まず、「合併の方式」でございます。合併の方式につきましてはまず法的には「新設合併」と「編入合併」ということで2つが予定されております。この両方のどちらか選択をするということになっております。ただし、いずれの場合に致しましても、「合併に際しては両市町がすべて対等な立場で臨むことが必要です」ということで、近年「対等な精神での編入合併」ということがありますので、今回私ども植木町さんとの間におきましても、付帯事項ということで、先ほどご説明致しましたように、『「対等な立場」「互助の精神」の理念のもとに』というようなことで、付帯事項を記載させていただいたところでございます。とばして17ページの下点線でございます。「新設合併」「編入合

併」、両方どちらかをとるということとでございます。新設はA町B町が新たにC町ということとでございます。近年の例として天草市があります。編入はA町がB市に編入されてB市になるというようなこと。ここでは静岡市が例に挙げております。次のページをご覧くださいと思います。19ページ右のページでございます。これまで最近の合併の状況でございますけれども、県庁所在地の合併におきましてはすべて「編入合併」ということになっているところとでございます。静岡市や熊本市は今回編入ということで提案しておりますけれども、高知、佐賀、宇都宮共に編入でございます。熊本市の場合も富合町は編入ということで合併いただいております。比較表が18ページに掲載しておりますけれども、「新設合併」と「編入合併」の場合でございます。まず「新設合併」の場合は新たに法人格が発生するという事。それからそれに伴いまして名称に事務所これが新たに定めるということ。また市町村の長も失職すると。議会議員さんも失職すると。もちろん特例はありますけれども、そういうふうなことで新たな市がやるということで、すべて失職を1度するという事になります。一番下に書いてありますように、条例規則を施行ということで、新たに制定しなければいけないということになります。右の方、「編入合併」でございます。編入合併は編入する市町村の法人格がそのまま継続致しますので、その市町村長につきましてはそのまま変わらないということになります。それから議会の議員におきましても、編入する市町村の議員は在任ということになります。もちろん編入されるほうは失職しますが、いろんな特例処置が予定されているところとでございます。その他農業委員会につきましても同じようでございます。特別職その他条例規則につきましても編入する方はそのまま残るということになります。継続して適用されるというようなこととでございます。それから20ページをご覧くださいと思います。「合併の期日」でございます。これは合併の基本事項となるものとございますけれども、「3月31日」までに合併をするということが合併新法に基づく特例措置ないし支援プランの支援策等を受けるということとありますので、一応「3月31日」までに合併をするということと記載をさせていただいております。これはまず、日程がはっきりしないということは、今後色んな調整をしていく中で、最も住民生活に影響が少ない日にちを設定したいということと今のところ現時点では「3月31日」までということにしておりまして、改めて日にちが決まりました時にまた提案をさせていただきたいと考えているところとでございます。

それから「新市の名称」でございます。「新市の名称」につきましては、「新設合併」の場合は新市の名称を定める必要があります。又、「編入合併」の場合は名称を変更しなくてもよいということになっているところとでございます。

それから「事務所の位置」でございます。「新設合併」の場合は新市の事務所の位置を定めるということになります。が、「編入合併」の場合は編入した方の市町村の事務所の位置が新市の事務所の位置となるというようなことになっております。以上、提案とその他の資料でございます。

幸山会長

只今説明がありました協議第1号から協議第4号までにつきまして、ご意見ご質問等がありましたら伺ってまいります、いかがでございましょうか。

それでは、先ほど古田委員さんから意見のあった分について事務局の方からお答えをお願いします。

事務局

今かなり説明の中で大分申し上げたところもございまして、当然編入にするのか新設にするのかはこの場の決定ということになります。ただ事務局としてですね、こういう提案をさせていただいた植木町と熊本市が話し合っさせていただいた理由でございまして、1つには先ほどおっしゃったようにですね、政令指定都市を目指しているということがございまして、平成20年3月までの合併ということを考えております。そういうふうになりますとですね、もし、新設合併になった場合には、すべての条例とか規則とかを全部白紙に戻すということになります。その中でですね、1つ1つ全部をもう1回再度決定をしていって、そして合併をすると、というような作業が出てまいります。そういう意味では作業量、コスト、時間等ですね、編入合併に比べて膨大なものになるということと、事実上時間的に間に合わなくなるということも、ございまして。またですね、熊本市は中核市でございまして、植木町は町でございまして、かなり中核市の事務量というのはですね、非常に多い、植木町がやっとならぬ部分の事務量もかなりございまして。そこらへんに絡むいわゆる条例とか規則というの、一応全部白紙に戻して見直すということになりますので、やはりそういうことを含めましてですね、できましたら編入合併でお願いしたいということで、こういうふうな提案をさせていただいているということでございまして。編入合併ということでございまして、当然双方の違いというものにつきましては、今日からずっと議論していただきますが、どういうふうにしていくのかということ、この場で取り扱いとしてですね議論していきながら、お互い対等な立場で決定をしていくということになりますので、編入合併ということで、提案をさせていただいているということでございまして。以上でございまして。

古田委員

予算規模・人口規模は違いますけれども、同じ住民同士でですね、意見をしっかりと言うようにさせていただきたいと思っておりますので、付帯事項については厳守をお願いしたいと思います。

幸山会長

はい、わかりました。どうぞ、他にご意見ご質問等があれば、お願いいたします。それでは副幸山会長お願い致します。

藤井副幸山会長

合併の方式について2つの方式があるということで、編入合併の提案がされております。人口規模にいたしましても、20対1という、また予算規模につきましても、このような規模の違いがございまして、熊本県都である熊本市というのはまた非常に全国的に知名度の高いというようなこともございまして、色々なことを総合的に勘案しました時に、「編入合併」はやむをえないというふうに考えております。しかしながら、小さいけれども1つの町としてずっとやってきたその植木町のアイデンティティーというものもやっぱりあるわけでありまして、そこにつきましても、この付帯事項で掲げてありますように、『「対等な立場」「互助の精神の理念」のもと』、この協議を進めていただくことを要望いたしまして私の意見とさせていただきます。

幸山会長

只今古田委員、藤井町長さん副幸山会長さんからもお話があったところでございますが、協議会の幸山会長としても、あるいは熊本市長という立場でも、今回付帯事項としてございますこの文言というもの重く受け止めました中で、今後の協議の調整方針等に生かしてまいりたいというふうに改めて感じたところでございます。

他に何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

堀委員

堀でございます。「新市の名称」についてでございますけれども、植木町というのが消滅するということになっておりますけれども、植木町には「スイカ」というのがございまして、この前の研究会でも市長さんのほうからブランドとして生かそうじゃないかという温かいメッセージをいただいておりますが、「植木スイカ」というブランドを付けた場合に地方の名称が無くなったらそれも出来ないじゃないだろうかと思ひまして。益城町の地名を見ますと、熊本市〇〇町となった所は、大字が町になっておりますので、植木町をどのようにいかしたらいいかというのがちょっと、私には分かりませんが、望みとしては植木町という地名を残していただきたいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

幸山会長

それでは、事務局の方からお願い致します。

事務局

多分、次回以降でですね、町名ということをご提案させていただこうと思っておりますが、只今のご意見を参考にさせていただきますながら、ご提案させていただきたいと思ひます。

幸山会長

他に何かご意見ご質問あれば、お願い致します。

他ございませんでしょうか。それでは他ご質疑等ないようでありますれば、協議第1号の「合併の方式について」協議第2号の「合併の期日について」協議第3号の「新市の名称について」協議第4号の「新市の事務所の位置について」、以上4項目につきましては、原案の通り承認ということでしょうか。

(はい、の返答あり。)

幸山会長

それでは協議第1号から協議第4号までは、異議なしということでございますので、原案のとおり承認とさせていただきます。

それでは、引き続き協議項目を提案させていただきます。これからの項目につきましては、先ほど申し上げましたように、本日は提案のみで承認の是非につきましては、次回の協議会で諮らせていただきたいというふうに考えております。提案のみということではございますが、当然ご意見ご質問等は出していただいて結構でございます。

それでは協議第9号「地方税の取扱いについて」であります。それではまず、事務局から説明をお願い致します。

事務局

21ページをご覧いただきたいと思います。地方税の取扱いにつきまして4項目につきまして今回ご提案をさせていただきます。まず1番でございます。「地方税のうち都市計画税については政令都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。」と。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。」と。次の項目でございます。地方税のうち事業所税でございます。事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後5年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。」と。次は地方税のうちの法人市(町)民税について。「市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用とし、その後は熊本市の税率とする。)」と。4番目が「地方税のうち入湯税については、熊本市の例に統一する。」という4つの項目につきましてご提案を差し上げております。

次のページをご覧いただきたいと思います。各協議会の項目のほうに一覧表を記載させ

ていただいております。今回提案をするものにつきましては第1から第4ということで第2回の提案ということになっております。その他につきまして地方税の取扱いについては事務局ということで書いてあります。かなりの相当の項目ありますので、協議につきましては両市町で違いがありますのには、住民生活に関わりが深いもの、代表的な大きな影響があるもの等につきましては、法定協のほうで議論をさせていただきまして、その他熊本市単独のものであったり、住民に大きな影響を与えないもの、両市にとってそれほど程度が違わないようなものにつきましては、事務局、幹事会等で想定をしているところがございます。そういうことで各項目の一覧表が今後も付いてまいりますのでご参考ということでお願いしたいと思います。23ページでございます。先ほど申しました「都市計画税」につきましての調査票でございます。この「都市計画税」につきまして、熊本市と植木町、熊本市は現在税率の0.2ということで、市街化区域内におけます土地家屋等につきまして課税されているところがございます。植木町につきましては、課税がないということで今後政令指定都市移行が実現し線引きがなされた場合に熊本市の例に統一をするということで調整方針になったところがございます。それからこの用途につきまして下のほうの破線に記載させておりますけれども、市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業等に要する費用に充てるというようなことで規定されているところがございます。次に24ページでございます。「事業所税」でございます。「事業所税」につきましても熊本市のみの課税になっておりまして、資産割と従業者割この2つがございます。資産割につきましては、1000㎡。事業者割に関しましては100人を超える事業所ということで熊本市のほうでは課税されているところがございます。同じく用途につきましても、ここに書いてありますように、事業所税の用途につきましては地方税法に道路であったり、公園、水道、その他に書いてありますようなものに充当するというようなことに規定されているところがございます。26ページでございます。「法人市町民税」でございます。先程申しましたが制度の比較としましては、熊本市の場合には税率が法人税、均等割につきましては制限税率、そして法人税は制限税率14.7%となっております。植木町は均等税割、標準税割、超過税率ということで14.5%で熊本市のほうが0.2高くなっているところがございます。これを5年間は不均一課税としましてその後熊本市の税率に統一しますというようなことで提案しているところがございます。それから27ページでございます。「入湯税」でございます。「入湯税」につきましては熊本市と植木町の違い、まず、税率につきましては1人1日150円ということで同じでございますけれども、植木町さんのほうでは日帰り1人70円ということが税率としてあるところがございます。また免税点につきましては、熊本市の場合は1500円という金額になっておりまして、植木町さんの場合には日帰り客で、入湯客で、入湯料金が1人360円以下ということになっております。こういうことから、このまま熊本市になりますと植木町さんが大体16年度は35,771人が日帰り客ということで、これを免税点1500円以下という熊本市の免税点にいきますと約250万円程度の減収が予

想されます。ま、逆に言いますと利用者にとってはそれだけ負担が減るということで熊本市の例に統一するというようなことで提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

幸山会長

只今説明がありました協議第9号につきまして、ご質問ご意見等があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。はい、それでは小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

それでは私の方からは、21ページでございます。地方税の取り扱いについての4項目「入湯税」のことについて、ちょっとまずはお尋ねをさせていただきたいと思います。前項にかかげてあります1項目2項目に掲げてあります都市計画や地方税、こういったものにつきましては相当額、これが植木地域における諸々の諸経費に充てていくというような形で直接ご配慮いただいているわけでございますけれども、4番目の「入湯税」についてはその記載が外されています。外されていると申しますと語弊がございますけれども、ただ、先般の研究会の内容等考えますと、こちらの方も同じような取り扱いということで、植木地域で同じくこの入湯税については、特に植木温泉地区の観光振興の類に充てていくというようなことで、ご配慮いただけないかどうか、この件についてまずはお尋ねをしたいというふうに思います。

幸山会長

それでは、入湯税の用途についての考え方、事務局からお願いします。

事務局

入湯税でございます。実はですね、都市計画税及び事業所税は現在植木地域で課税されていないということがございます。それが、合併ということで課税が起きるということでございますので、そういう意味ではですね、植木地域にない税金でございますので。ただ入湯税の場合は、現在植木地域でも課税されているということがございます。そこがちょっと違うかなというふうには思っております。ただですね、入湯税を原資としながら、植木地域においてはですね、この温泉地域の振興に充当されるようなことの政策もとらえておるといことも聞いておりますので、どういうふうにこれを考えていくかということにつきましては、ちょっと、検討させていただけたらというふうに思います。

幸山会長

どうぞ、小佐井委員さん。

小佐井委員

ありがとうございます。是非ご検討をいただきたいなというふうに私もお願いしたいと思います。先般の研究会の内容におきましても、植木温泉の地域においては地区計画等のことも挙がっておりましたし、また、皆様のご承知の通り、商工会や自営等、外郭団体を中心としながら、1つの大きな核として町づくりに取り組んでいるというようなこともございます。観光振興策の1つとしてですね、大きく捉えていただきたい、これは両市町の為にも私は是非有効になるんじゃないかなと考えておりますので、前向きにご検討いただいてまた次回ご提案をいただきたいなというふうに思います。

事務局

検討させていただきます。

幸山会長

他に何かご意見ご質問等あれば、お願い致します。はい、古田委員さんどうぞ。

古田委員

市町民税ですけれども、出来ますなら、次回ですね、標準課税で植木町熊本市それぞれ出していただけませんか。

幸山会長

それでは、担当課の方からお願い致します。

事務局 熊本市市民税課

お尋ねでございますが、個人住民税でしょうか。

古田委員

地方税の市民税町民税があるでしょう。年収400万円なら400万円で合わせてもらっていいけんですね、家族が4人でどうかというのが1つ。

事務局 熊本市市民税課

個人住民税の場合ですね、均等割・税率、これは植木町さんと熊本市一緒でございます。差異はございません。逆にですね、均等割の最低課税基準というのがございます。それはむしろ熊本市の方が高うございますので、植木町さんでは課税されている方で、熊本市に合併したら課税されなくなるとか、そういう点の違いはございます。ただ今おっしゃったように400万円のモデルケースとした場合の税率（額）については一緒になります。

幸山会長

事務局のほうから補足をお願いします。

事務局

今日お出ししているのは、26ページですが、法人の市町民税ということでございます。個人にかかる市町民税は今申し上げましたように全く合併をするから上がるというようなことはございません。一緒でございます。それから、免税点が熊本市のほうが高いということで、免税になる方が植木町では増えるというようなことになるとご理解いただきたい。よろしくをお願いします。

幸山会長

改めまして事務局の方で22ページの考え方をもう一度説明お願い致します。

事務局

先ほどちょっとご説明致しましたけども、こちらのほうに出しておりますのが、特に住生活での係わり合いとか、両市で違う部分があるというものを色々なかなり多くの項目の中からピックアップしてこの中に入れているところでございます。それで事務局レベルというものは両市町で制度等に差がないというもの、こういうものにつきましては事務局レベルということにしておりまして、今ご質問がありました件につきましては、まず、同じ率ということで、逆に少し免税点が熊本市のほうが高いので、それだけお金を払う方が少ないというようなことで、そういう意味でこれにつきましては法定協の方では提案をせずに、事務局レベルということでさせていただいた、と。そういうことで、今回、法人の市町民税は若干0.2近く上がるということでここに記載させていただいたというようなことでございます。

幸山会長

ようございますでしょうか。どうぞ他に何かご意見ご質問等あれば、お願い致します。

ありませんでしょうか。次回が採決ということになります。その採決の前にまた何かご意見ご質問等。はい、事務局からどうぞ。

事務局

すみません、次回でもよろしいんでしょうけども、先日が城南町との法定協の協議が入っております。そこでいくつか質問がでましたので、そういうことも含めて若干ご説明をさせていただこうと思います。一つは都市計画税でございます。23ページでございますが、この都市計画税自体はですね、合併してすぐにかかるものではないということがまず1つです。合併して政令指定都市になって、その後どのような市街化区域と市街化調整

区域を分けるかという線引きを行う作業が、地元の方の意見も聞きながら、行われるということになります。で、線引きがありましたら、市街化区域のみにかかるのが都市計画税ということをごさいますして、市街化調整区域には都市計画税はかかりません。そういうことを先日ちょっとお話をさせていただいた、というようなことがございますので、ちょっと補足をさせていただきます。

幸山会長

今の補足も含めまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、先ほど申し上げかけましたように、次回の採決の前にですね、またご意見ご質問等を伺う機会を作らせていただきたいというふうに思いますし、また是非、次回の協議会までにご不明な点ございましたら、事務局等にお問い合わせをいただけたら資料等できるだけ早く提供させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。それではございませんでしょう、次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。

(はい、との返答あり。)

幸山会長

それでは、次に移らせていただきます。つづきまして「協議第17号企画財政関係事業について(その1)」であります。それでは事務局からお願い致します。

事務局

29ページをご覧いただきたいと思います。本日は2項目につきましてご提案をしております。1番目でございます。「企画財政関係事業のうち慣行の取扱いについては、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。」2番目でございます。「コンビニエンスストアでの市税納税については、新市の事業として継続する。」ということにさせていただいております。30ページが先ほど申しましたように2項目の提案で、その他につきましては事務局の方で調整しているところがございます。31ページでございます。「慣行の取扱い」ということで、制度の比較としては、熊本市の場合は「市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言、名誉市民別紙資料参照」とありますけれども、植木町さんのほうでは、「都市宣言」と「歌」がないということとなっております。内容につきましては32ページ、33ページをご覧いただきたいと思います。33ページ、名誉市民町民で記載してございまして、熊本市の方に名誉市民が8名、植木町さんの名誉町民が2名ということで、記載をしております。それから34ページでございます。「コンビニエンスストアでの市税収納」ということで、今植木町さんのほうではありませんけど、熊本市のほうでやとりまして、※印書いております軽自

自動車税納入件数は全体の28.3%ということで、3割近くの実施があるということでございます。これを新市の事業ということで継続をしていくというようなことで提案をさせていただきます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第17号につきまして、ご意見ご質問等があれば伺ってまいります。いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。

はい、それではないようでございますので次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(はい、との返答あり。)

幸山会長

はい、それでは次の項目に移らせていただきます。

「協議第21号環境保全関係事業について(その1)」であります。それでは事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

35ページを御開きいただきたいと思っております。「環境保全関係事業」でございます。1番でございます。1、環境保全関係事業のうち合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。2、環境保全関係事業のうちごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。3、環境保全関係事業のうち環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。4、環境保全関係事業のうち新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。ということになっております。

それでは調査表でございます。37ページをご覧いただきたいと思っております。まず小型合併処理浄化槽の事業についてでございます。これにつきましてご覧いただきますと、小型合併処理浄化槽設置費助成ということで5人槽が332,000円ということでこれは植木町さんと10人槽まで同じでございます。そのあと熊本市は11人槽から50人槽まで助成しておりまして、その他高度処理型浄化槽を設置した場合上乗せということで5人槽であれば112,000円、6～7人槽は72,000円ということでこの上の上記の金額に上乗せをしているということでございます。また単独処理の浄化槽につきましてはなるべく雨水利用をしてということで雨水貯留槽に転用するときには半分のみということで70,000円ということで助成をしているということでございます。同じように植木町さんでございます。10人槽まで同じでございますけれども、植木町さんの方には単独処理

浄化槽撤去費補助というのが平成20年度からあるということでこれが一つありますけれどもこれについては熊本市の方では工事等に上乘せ等がありますのでこれにつきましては熊本市の例に統一をするということで提案をさせていただいているところでございます。

続きまして、38ページをご覧いただきたいと思います。ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発でございます。1番の再生資源集団回収助成事業などがございます。資源回収団体奨励金となっておりますけれども、これにつきましては熊本市の場合は古紙や古着等6円、4円となっております紙類につきましても植木町よりも若干高いということでありますのでこれにつきましては熊本市ということで。それから植木町さんの(2)の資源ごみ分別収集運営費助成金でございます。これはその地域の方に運営費の助成金ということでされているところでございます。これにつきましては熊本市には無いということですのでございますけれども、(2)以降につきましては熊本市と同じまたは熊本市だけということでございますので分別収集運営費助成金につきましては一部事務組合に加盟している間は資源ごみ分別収集運営費助成金としてそのまま継続をするというようなことで協議をしたところでございます。

40ページをご覧いただきたいと思います。環境美化活動推進事業でございます。植木町さんの方でありますのがゴミ収集施設整備に関する補助金ということで金網式ステーション、現在ゴミ散乱対策として金網式ステーションを採られているということで、この設置に対しましてその地域に補助率50%ということで補助をされているということでございます。これにつきましては熊本市にないということでこれにつきましては調整をいたしました結果、一部事務組合に加入している間はこの補助金については継続するという。これについては新市の事業としてやっていくということになりまして一部組合の間は分別からゴミの焼却までを一部事務組合に加入している間については、現行制度を残していくというところで提案をさせていただいたところでございます。

42ページをご覧いただきたいと思います。人工かん養促進事業でございます。このビニールハウスかん養対策でございます。これにつきましては熊本市が1基につき111,510円、植木町さんの方は73,000円ということで熊本市の方が充実しているということで熊本市の例に統一するというにさせていただいております。

それから43ページ、新世紀漱石の森づくり事業ということでこれにつきましては家庭の森づくりでありますとか事務所の森づくり街並みとか、こういうものについて熊本市の方である制度につきましてはそのまま継続をするということで、これは植木町さんにはないということでこのまま熊本市と統合、新市の事業として継続ということで提案させていただいております。以上でございます。

幸山会長

それでは只今説明のありました協議第21号につきまして御意見、御質問等あれば伺って参りますがいかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。もし今日無いよ

うであれば先ほど申しあげましたようにまた後日にでも御質問していただければというふうに存じます。

それでは次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい、との返答あり。)

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。続きまして「協議第25号 水道事業関係について」であります。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

45ページをご覧くださいと思います。水道関係事業でございます。1, 水道関係事業のうち植木町の上水道整備計画は、新市へ引き継ぐ。2, 水道関係事業のうち簡易水道使用料(水道料金)については、熊本市の料金体系に統一する。3, 水道関係事業のうち簡易水道分担金(加入金)については、植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。ということで御提案させていただいております。

47ページをご覧くださいと思います。調査表でございます。まず上水道事業でございます。植木町さんの上水道計画が平成21年度から平成28年度に渡りまして計画が予定されておりまして平成20年度から平成21年度にかけて上水道整備計画の認可申請をされるということでございます。そのため認可されました整備計画につきましては新市で全て引き継ぐということで提案させていただいております。

次に48ページでございます。簡易水道使用料(水道料金)でございます。これについて熊本市の料金体系に統一するというので提案させていただいておりますけれども、この水道料金、若干違いがあります。それでちょっと分かりにくいと思ひまして下の例の方を見ていただければと思います。13mm、20mmということで一般的な家庭の使用で熊本市の場合、20<sup>3</sup> 2,520円、30<sup>3</sup> 4,200円ということ。これで植木町さんは2,700円と4,380円ということで若干植木町さんの方が高くなっておりますけれども、20mmについては熊本市の方は2,877円、4,557円、植木町さんが2,750円、4,430円ということで若干熊本市の方が高くなっているというのがあります。いずれにいたしましても、ほとんど変わらないということでありますし、熊本市の方については今後10<sup>3</sup>以下につきましても若干の値下げということで現在検討中でございます。そういうようなことからあまり違いがないということであります。熊本市の料金体制に統一をさせていただきたいということで提案させていただいております。

それから、49ページでございます。簡易水道分担金(加入金)でございます。これにつきまして熊本市、植木町さん両方を記載しておりますけれども、植木町さんの水道の方

の普及ということでかなり安く設定をされているところでございます。これにつきましては、先ほど御説明しました上水道整備計画終了までは現行のままということで提案をしているところでございます。また、引き込み負担金制度、これは加入金と一緒に12万円を徴収をして工事を一括しまして清算し残額を返すという制度でございます。これにつきましても出来るだけ水道の普及率を高めるということの制度でありますのでこれにつきましても上水道整備計画平成28年まで現行のまま継続をするということで調整方針で提案させていただきます。水道事業関係は以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました「協議第25号 水道事業関係」でございますけれども、何か御意見、御質問等あれば御伺いいたしますがいかがでしょうか。

金山委員さん、どうぞ。

金山委員

1番の上水道整備計画について、少し細かな点ですけれどもお願いを出来ればと思っております。実は、本日の新聞の朝刊で城南町の協議の結果が記事に載っていたわけですが、この中で城南町の協議結果が同じ水道ですけれども「2013年度完了予定として熊本市に引き継ぐ」とこのようになっておりました。我々の分につきましても先ほどのように後ろのそれぞれの調査表を御説明いただくこの上水道整備計画というのが平成21年度から平成28年度までのものなんだというのが分かるのですけれども、もし可能ならばこの45ページの最初の総括と言いますかこちらの方にも上水道整備計画というのが平成21年度から平成28年度に予定されているものなんだということが分かるような書き方にさせていただけるとより分かりやすくなるのではないかなということでこのような提案をさせていただきます。

幸山会長

只今の金山委員の提案について事務局の方からお願いします。

事務局

47ページの個票をご覧いただきたいのですが、植木町上水道計画、確かに平成28年度までというふうになっておりますが、現在植木町では平成21年度に認可申請の予定というふうになっておりまして、こういうふうな書き方をさせていただいたんですが、今のお話をお伺いしましたら認可が取れるということを前提に平成28年度という書き方が出来るのかなと思っておりますのでちょっと表現は次回までそういう前提で文言については検討させていただきたいと思っております。

幸山会長

ただ今の御意見がございまして文言について次回まで提案をさせていただきたいということ。

どうぞ他に何か御意見、御質問等あれば御伺いいたします。ありませんでしょうか。

それでは、御質問等無いようでございますので次の協議項目に移らせていただきます。続きまして、「協議27号 電算関係について」であります。事務局からの説明お願いいたします。

事務局

電算システムでございます。51ページをご覧くださいと思います。電算関係事業の内の基幹系システム、情報ネットワークシステムについて熊本市のシステムに統合するという結論付けさせております。

53ページでございます。電算関係の基幹システムでございます。これは住民票に基づいて統一されているものでございまして熊本市の方が人口が多いということで壮大なデータ量がありましてこれにつきましては熊本市のシステムに統合させていただきたいということで考えております。基幹システム事業内容については55ページをご覧くださいければと思います。住民票に関しまして様々な業務内容をやっているということでございまして熊本市の方で統合をさせていただきたいと思っております。

それから、56ページをご覧くださいと思います。情報ネットワークシステム、これはいわゆるインターネットを活用しまして市民の皆様に情報提供であったり電子申請等というネットワークでございます。これにつきましても同じような理由で熊本市のシステムに統合させていただきたいということで御提案をしているところでございます。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第26号につきまして何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(はい、との返答あり。)

幸山会長

それでは、御意見、御質問等無いようでありますので以上を持ちまして本日提案いたしました協議項目につきましては終了とさせていただきます。

それでは「次第4 その他」となっておりますが、まずは事務局の方から何かありますか。

事務局

次回でございます。次回の予定につきまして2月16日月曜日朝早いのですけれども9時30分から予定をさせていただきたいと思っております。場所は崇城大学市民ホールここで9時30分大会議室でございます。9時30分をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

幸山会長

それでは次回開催予定につきまして2月16日9時30分から崇城大学市民ホールで開催をさせていただきたいというふうに考えております。日程予定の方向卒よろしくお願い申し上げます。

それでは何か委員の皆様方から何かございませんでしょうか。ようございますでしょうか。

(なし、との返答あり。)

幸山会長

それでは他にないようでありますれば以上を持ちまして本日の協議を終了とさせていただきます。皆様方の御協力に心から感謝御礼を申し上げます。

司会

それでは最後に閉会の御挨拶を当協議会副幸山会長の藤井植木町長をお願いいたします。

藤井副幸山会長

閉会の御挨拶を申し上げます。本日は第2回目の法定協議会ということで基本的な協議項目について慎重に御審議をいただきました。そしてまた次回採決となります項目についてもいろいろと議論を交わしていただきました。本当にありがとうございます。

いよいよこれから本格的な協議に入っていくわけでありまして。両市町の将来を見据えてしっかりとした夢が描かれるようにしていきたいとそう思うところがございます。次回2月16日ということで次回は多数の項目の提案になろうかと思っておりますけれども、委員の皆様方の御協力を是非お願い申し上げましてこれで閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

司会

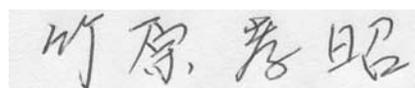
これを持ちまして第2回熊本市・植木町合併協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

終了 16時00分

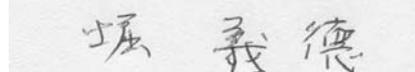
以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 2月16日

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light grey background, reading '竹原 孝昭' (Takahashi Shōshō).

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light grey background, reading '堀 義徳' (Ebina Yoshinori).